

【計画書】

波佐見都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(第1回変更)

長 崎 県

【 目 次 】

1 . 都市計画の目標	1
1) 波佐見都市計画区域における都市づくりの基本理念	1
2) 地区毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	3
1) 区域区分の決定の有無	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	4
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
主要用途の配置の方針	4
土地利用の方針	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
2) - 1 交通施設	5
2) - 2 河川	6
2) - 3 下水道	6
2) - 4 その他の都市施設	7
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
5) 都市防災に関する方針	9
6) 景観に関する方針	9

波佐見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

都市を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会の進展・地球環境問題や財政悪化など、大きく変化している。このようなことから、現今の社会経済情勢や本県の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力のある都市環境の形成を図るため、「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成19年3月）」に基づき、長崎県の今後の都市づくりを進めていく。

その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、子どもから高齢者まであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）を推進し、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めて賑わいを創出するものとする。

また、道路などの都市施設を効率的に配置して整備を促進し、公共交通の利用促進、公園や緑地の整備や保全等により低炭素型の都市づくり及び環境負荷の少ない省エネ型の都市づくりも併せて推進していく。

上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。

1) 波佐見都市計画区域における都市づくりの基本理念

波佐見都市計画区域は、約400年の歴史に裏付けされた高い技術を持つ伝統工芸「波佐見焼」を基幹産業とする波佐見町において指定された都市計画区域であり、隣り合う佐賀県の有田町や伊万里市とともに、「やきもの」によって発展してきた都市である。

また、佐世保と隣接していることから、生活面や産業面など佐世保と密接な関係を有している区域でもある。

本都市計画区域の属する県北地域は、豊かな自然環境や知名度の高い観光資源を有した地域である。ここで、「豊かな自然と都市とが共生した暮らしやすい環境づくり」を県北地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域内には、良好な住環境をもつ住宅地が形成されており、肥沃な水田地帯と情緒ある田園風景を有し、都市計画区域外縁部には貴重な自然環境が残されていることから、今後、都市化の進展とともに、窯業、農業と住環境、自然環境などとの調和に配慮する必要がある。

また、本都市計画区域は、県央地域の持つ陸・空の広域的な交通を活かして、「や

きもの」を中心とした交流と産業振興を図るべき区域でもある。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

- ・「波佐見焼」を活かした活力あふれる都市づくり
- ・都市的な生活利便性が高く、快適に定住できる都市づくり
- ・「豊かな緑と水」を守り、田園風景と調和した都市づくり

2) 地区毎の市街地像

a. 宿地区及び舞相地区

本都市計画区域の中心市街地であり、町役場や銀行、郵便局、総合文化会館、小売店舗などが立地している。住民の日常生活を支える生活交流の拠点として魅力ある市街地形成を図る。

b. やきもの公園周辺地区

窯業関連施設や小売店舗などが立地し、やきもの公園が整備されている地区である。また、西ノ原土地地区画整理事業により、良好な都市環境が形成されつつある。

やきもの公園を活用した窯業・観光の拠点としての市街地形成を図る。

c. 中尾集落地区

国指定史跡である中尾上登窯跡などが存在する地区であり、周辺には豊かな自然が広がるとともに、煙突のある窯元工場と住宅が混在した特徴ある地区である。住民の日常生活の場として、また、産業振興の一端を担う地区として、地区特有の風情を残しながら市街地環境の形成を図る。

d. 波佐見テクノパーク地区

折敷瀬郷の波佐見テクノパーク地区は、製造業などの工場が立地している地区である。西九州自動車道波佐見有田インターチェンジなどのアクセス機能や物流機能が充実した産業の拠点としての形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

波佐見都市計画に区域区分を定めない

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

区域区分の必要性

区域区分の必要性

a. 市街地拡大の可能性

- ・都市計画区域内の人口が増加する可能性は低い。
- ・都市計画区域内において住宅や産業の新規土地需要が生じる可能性がある。
- ・都市計画区域の市街地拡大に直接結びつくと考えられる主要プロジェクトがある。

以上の理由から、本都市計画区域では市街地拡大の可能性が高いと考えられる。

しかしながら、下記の理由により、本都市計画区域では区域区分の必要性は低い。

b. 良好な環境を有する市街地の形成を阻害する要因の有無

- ・人口密度や道路整備状況、新築動向などからみると、市街地拡散のおそれはない。

c. 緑地など自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・植生の分布状況や新築動向などから見ると、市街地縁辺部における災害の危険性の高い市街地形成のおそれは小さい。

d. 土砂災害発生の危険性の高い市街地形成の可能性

- ・土砂災害危険個所の分布状況や新築動向などから見ると、市街地縁辺部における災害の危険性の高い市街地形成のおそれは小さい。

都市計画区域を取り巻く社会的状況

本都市計画区域には、区域区分を定めなければならない特段の社会的状況は見られない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a. 商業・業務地

宿地区及び舞相地区は、町役場や銀行、郵便局、総合文化会館、小売店舗などが立地している。

今後も、当該地区を、本都市計画区域の中心的な役割を担う商業・業務地として位置づける。

b. 工業地

波佐見テクノパーク地区は、製造業などの工場が立地している地区である。

今後も、当該地区を、本都市計画区域の産業を支える工業地として位置づける。

c. 住宅地

中心市街地の住宅地は、公共施設や商業施設へのアクセス性を活かした都市サービスを楽しむ利便性の高い住宅地として位置付ける。

西ノ原土地地区画整理事業により新たに生み出される住宅地は、計画的な市街地が形成されることから、当該地区を、良好な住環境を有する住宅地として位置づける。

郊外部の住宅地は、周囲の豊かな山林などの自然環境や農地に配慮した、良好な住環境を有する住宅地として位置づける。

土地利用の方針

a. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

宿地区から御堂地区にかけては、公共施設や商業施設が集積するとともに、陶磁器関連の工場や作業所と住宅などが混在しているが、今後も、これらを共存させることで、基幹産業である窯業関連業の活性化と住民の日常生活において一定の利便性の確保を図る。

b. 居住環境の改善又は維持に関する方針

西ノ原土地地区画整理事業区域内の住宅地については、道路、公園、下水道などの基盤施設の一体的な整備により、良好な住環境が生み出されることから、その環境の維持に努める。

c. 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域には、二級河川川棚川水系沿いに広がる水田や、丘陵地の茶畑などの農地が形成され、安定した農業生産活動が行われている。

これらの農地は、食料などの安定供給を確保するうえで最も基礎的な資源であることから、その保全に努めることとするが、都市的な土地利用を検討する必要が生じた際には、農林漁業との健全な調和を図る。

d. 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集客施設¹については、公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、都市生活の拠

点となるべき市街地の区域へ誘導することを原則とし、都市機能の集積を図り、集約型の都市づくりを推進する。

なお、基本的な方針と具体的な手法・基準は、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン（平成19年11月）」によるものとする。

（ 1 ）「大規模集客施設」とは、延べ面積が1万㎡を超える店舗、劇場、映画館、遊技場・文化ホールなどを指し、公共団体が設置するものも含む。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2) - 1 交通施設

基本方針

a . 交通体系の整備の方針

高規格幹線道路や広域道路の整備を促進し、佐世保や川棚、また、その他周辺都市との連携・交流を強化するとともに、佐賀県の嬉野市や有田町、福岡県方面など県外との交流促進を図る。

また、住民の生活に密着した道路の整備により、利便性や良好な都市的サービスの維持・向上を図る。

高規格幹線道路や市街地の相互アクセスを強化し、広域的な交通体系を確立するとともに、公共交通の利便性向上を図る。

ひとにやさしいまちづくりをめざし、安全な歩行者空間の確保や歩行者支援施設の整備など、バリアフリー化を図る。

b . 整備水準の目標

概ね20年後には、都市の骨格を形成する主要な道路体系を確立することをめざす。

主要な施設の配置の方針

a . 道路

高規格幹線道路である西九州自動車道武雄佐世保道路は、本都市計画区域と佐世保や平戸方面、また、佐賀県の武雄や福岡県方面との広域的な観光ルートの形成や産業の活性化、交流人口の増加、緊急医療体制の支援などに資する道路であるため、広域ネットワークを形成する幹線道路として位置づける。

都市計画道路（以下(都)という。）波佐見中央線、(都)波佐見縦貫線、主要地方道（以下(主)という。）川棚有田線、(主)佐世保嬉野線、一般県道（以下(一)という。）平瀬佐世保線、(一)塩田波佐見線、(一)波佐見山内線、(一)稗木場有田線は、本都市計画区域と周辺都市との連携を強化するとともに、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する道路であるため、地域形成型の広域道路として位置づける。

(都)舞相岩峠線は、西九州自動車道のインターチェンジと市街地相互の円滑なアクセスを担う道路であるため、地域形成型の広域道路として位置づける。

(都)風ノ木飛瀬線は、住民の日常生活の利便性向上に資する道路であるため、沿道利用に配慮した生活密着型の幹線道路として位置づける。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

(都)波佐見中央線

2) - 2 河川

基本方針

a . 整備の方針

河川は、住民の安全で安心な暮らしを支えることはもとより、都市内における貴重な親水空間であり動植物の生態系を保持する場でもあるが、各地で豪雨災害が頻発していることも踏まえ、各河川の想定氾濫区域を定め、氾濫区域内の資産状況、過去の洪水実績などを踏まえた治水対策の目標を定め、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る。

b . 整備水準の目標

河川の整備を行うにあたっては、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針、および住民や学識経験者の意見を踏まえて河川管理者が定める河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る。

主要な河川の配置の方針

二級河川川棚川、志折川、長野川、川内川、皿山川、村木川、金屋川、井石川、中尾川、野々川川、田別当川については、安全で快適な暮らしを支える重要な役割を果たす河川として、位置づける。

2) - 3 下水道

基本方針

a . 整備の方針

適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理、および川棚川や大村湾などの公共用水域の水質保全を図るため、長崎県污水处理構想や波佐見町污水处理構想に基づき、計画的、効率的に他の污水处理手法と一体的に公共下水道整備を推進し、都市環境や住環境の向上、浸水の防除を図る。

b . 整備水準の目標

既成市街地および市街地整備の予定される地区において優先的整備を進める。概ね10年後における波佐見町内の普及率(污水处理²人口/行政人口)は、86%を目標とする。

(2) 「污水处理」とは、下水道、浄化槽など各種污水处理施設による污水の処理のこと。

主要な下水道の配置の方針

本都市計画区域の公共下水道は、市街地およびその近傍を対象として段階的に整備を進める。

主要な下水道の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する下水道は、次のとおりとする。

波佐見町公共下水道

2) - 4 その他の都市施設

基本方針

快適な都市生活、機能的な都市活動を確保するために、効率的かつ合理的なごみ処理を推進する。このため、「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、本都市計画区域を含む広域的な佐世保・県北ブロック（佐世保市、平戸市、松浦市など3市4町）において、将来的に5施設以内に集約化し広域処理を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

道路・公園などの都市基盤施設と宅地を一体的に整備する必要がある地区、既成市街地において密集市街地の改善などを図る必要がある地区、又は大規模な土地利用の転換が見込まれる地区などにおいては、必要に応じて市街地開発事業の活用を図る。

中心市街地の東側に隣接した西ノ原地区においては、無秩序な市街化の進行を防止し、健全な街づくりを進めることを目的とした土地地区画整理事業を推進し、良質な都市基盤整備を行うことにより計画的な市街地形成を図る。

市街地整備の目標

概ね10年以内に整備を予定する事業は、次のとおりとする。

西ノ原土地地区画整理事業

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

a. 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、長崎県内で唯一、海に面しない都市計画区域である。本都

市計画区域の外縁部を取り巻く樹林地は、良好な森林環境を有していることから、その保全に努める。

都市公園は、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、都市の景観に潤いを与え、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時においては、防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る。

b．住民 1 人あたりの公共空地の面積

波佐見町の区域内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 m²以上とする。

主要な緑地の配置の方針

a．環境保全系統の配置方針

本都市計画区域の丘陵部における樹林地は、良好な森林環境を有するとともに、長崎県レッドデータブックで選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物や「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づいて指定された希少野生動植物種の生息生育地については、その環境の保全に努める。

b．レクリエーション系統の配置方針

鴻ノ巣公園は、本都市計画区域および周辺の住民が身近に自然にふれ親しむことのできる自然・レクリエーションの拠点として位置づける。

c．その他

本都市計画区域の南東部に位置する中尾郷には、波佐見焼の歴史を語る上で欠かせない国指定史跡の中尾上登窯跡をはじめとする窯跡が存在しており、その保全を図るとともに、やきもの文化の発信地としての活用も図る。

実現のための具体の都市計画制度の方針

a．公園緑地等の整備目標及び配置方針

レクリエーション系統の公園として配置した鴻ノ巣公園は、既に地区公園として都市計画決定しており、今後も、住民の憩いの場としての施設の維持・充実を図る。

やきもの公園は、本都市計画区域の象徴的な存在であり、既に総合公園として都市計画決定している。波佐見陶器まつり会場となるなど、やきものをとおした交流の拠点として位置づける。

b．緑地保全地区等の決定目標及び決定方針

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然環境を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図る。

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然環境を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図る。

5) 都市防災に関する方針

基本方針

都市防災については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「長崎県地域防災計画」や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「長崎県水防計画」などの計画とも十分連携を図り、必要に応じ都市計画を定めること等により都市防災のための施策等を行っていく。

6) 景観に関する方針

基本方針

県や市町の重要な施策等との整合を図りつつ、都市計画区域内の都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を生かした景観の保全や形成を推進し、景観行政団体が定める景観計画に沿って必要に応じ景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら、良好な景観形成を図るものとする。

